三　申請に係る農地又は採草放牧地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）

四　前項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合にあつては、第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面

五　その他参考となるべき書類

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請書の記載事項）

第五十七条の三　法第五条第三項において準用する法第四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　第十一条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二　第三十一条第四号及び第五号に掲げる事項

三　転用することによつて生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要

四　その他参考となるべき事項

（申請書を送付すべき期間）

第五十七条の四　法第五条第三項において準用する法第四条第三項の農林水産省令で定める期間は、申請書の提出があつた日の翌日から起算して四十日とする。

第五十八条の見出し中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第一項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第二項第三号中「第十条第一項」を「第十条」に改め、同項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

第五十九条第一号から第五号までの規定中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第九号を削り、同条第八号中「第十条第一項」を「第十条」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第二条第三項第二号ホ」を「第二条第三項第二号ヘ」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　法第二条第三項第二号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となつている場合には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構がその農地所有適格法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積

第六十九条第十号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第六十条中「第二十三条第二号の規定」を「第十六条第二号の規定」に改め、「並びに第百十一条」の下に「、農業振興地域の整備に関する法律第十三条の五、農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第十一条、集落地域整備法第十二条並びに市民農園整備促進法第六条」を加え、同条第二号中「第二十三条第二号の」を「第十六条第二号に規定する」に改める。

第六十一条の見出し中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条中「農業生産法人の」を「農地所有適格法人の」に改め、「（当該届出を行おうとする者が国家戦略特別区域法第十八条第三項の規定により農業生産法人とみなされた者である場合には、当該要件又は同条第一項各号に掲げる要件）」を削る。

第六十二条の見出し中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第六十四条及び第六十五条中「第二十七条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（申請書を送付すべき期間）

第六十五条の二　令第二十条第二項の農林水産省令で定める期間は、申請書の提出があつた日の翌日から起算して四十日とする。

第八十九条中「第三十五条第一項本文」を「第二十八条第一項本文」に改める。

第九十一条中「第三十五条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第九十九条第四号及び第百条中「農林水産大臣又は都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第百五条中「権限（」の下に「法第四条第一項及び令第九条の規定による指定及びその取消しに係る権限並びに」を加える。

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等（法第十五条の二第一項に規定する都道府県知事等をいう。）」に改める。

第三十七条の次に次の五条を加える。

（指定の申請）

第三十七条の二　令第十三条の三第一項の申請（以下この条において「申請」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを農林水産大臣に提出してしなければならない。

一　申請に係る市町村（以下この条及び次条において「申請市町村」という。）における令第十三条の三第二項第一号の目標（次条及び第三十七条の四第一項第一号において「面積目標」という。）及びその算定根拠を記載した書類

二　申請市町村が行った申請の日の属する年の前年以前五年の期間（次条第二項において「過去五年間」という。）における次条第二項第一号イからハまで及びホに掲げる事務の処理の状況の概要を記載した書類

三　指定（令第十三条の三第一項に規定する指定をいう。以下同じ。）により当該指定の日以後申請市町村の長が行うこととなる事務（次条第二項第二号及び第三十七条の四第一項第二号において「開発許可事務」という。）に関する組織図及び体制図

四　前三号に掲げるもののほか、農林水産大臣が必要と認める事項を記載した書類

（指定の基準）

第三十七条の三　農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす面積目標を定めている申請市町村を、令第十三条の三第二項第一号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一　法第三条の二第一項に規定する基本指針及び法第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に沿って、農用地の面積のすう勢及び農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の効果を適切に勘案していること。

二　地方公共団体が策定した土地利用に関する計画に基づき開発行為（法第十五条の二第一項に規定する開発行為をいう。）が予定されていることその他の申請市町村として考慮すべき事情がある場合には、当該事情を適切に勘案していること。

2　農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす申請市町村を、令第十三条の三第二項第二号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一　申請市町村が行った過去五年間における次のイからホまでに掲げる事務の処理若しくは行為がそれぞれイからホまでに定める要件を満たしていること又は当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図っており、かつ、面積目標の達成に向けて農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められること。

イ　申請市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第十五条の二第一項又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項及び第五条第一項の許可に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理　法、令及びこの省令又は農地法、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）及び農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）に違反したことがないこと。